



発行 東京都

目次

54

条 例

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…

規 則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第二号）の施行に伴い、自動車取得税におけるエコカー減税について、軽減割合を縮小した上で、適用期限を平成三十二年九月三〇日まで六か月延長するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成三十二年四月一日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都条例第五十二号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都知事 小 池 百合子

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第十七条の二第一項中「場合には」の下に「法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「場合には、」の下に「法第二十条の五の二第二項又は」を加える。

第七十一条の四中「東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年東京都条例第四百七十七号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第五条の四並びに附則第五条の五第一項及び第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第六条の四第一項第二号中「附則第十二条の三第三項第三号」を「附則第十二条の三第二項第三号」に改める。

附則第七条第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に改め、「又は平成二十一年天然ガス車基準」の下に「（法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）が平成三十二年基準エネルギー消費効率（法附則

第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「附則第五条の三第十二項」を「附則第五条の三第七項」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)を加え、「附則第五条の三第十三項」を「附則第五条の三第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第五条の三第十四項」を「附則第五条の三第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の三第十一項で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	二万七千二百円	七千元
	二万七千二百円	七千元
	二万三千六百円	六千元
	二万五百円	五千五百円
	四万七千七百円	一万五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千元
	三万九千五百円	一万円
四万五千円	一万一千五百円	
五万一千円	一万三千元	
五万八千元	一万四千五百円	

第一項第二号イ	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千元
	十一万一千円	二万八千円
	六千五百円	二千元
	九千元	二千五百円
	一万二千元	三千元
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千元
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
	八千元	二千元
一万一千五百円	三千元	
一万六千円	四千元	
二万五百円	五千五百円	
二万五千五百円	六千五百円	
三万円	七千五百円	
三万五千元	九千元	
四万五百円	一万五百円	
六千三百円	千六百元	
七千五百円	二千元	
一万五千円	四千元	
一万二百円	三千元	
二万六百元	五千五百円	

第一項第二号ハ(1)

第一項第二号ハ(2)

第一項第三号イ(1)	一万二千元	三千元
	一万四千五百円	四千元
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千元
	二万二千五百円	六千元
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千円	九千五百円
第一項第三号イ(2)	四万四千元	一万一千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	四万九千円	一万四千五百円
	四万七千円	一万六千五百円
	六万五千五百円	一万八千五百円
	七万四千元	二万一千円
第一項第四号	四万五千円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円

第一項第一号イ	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千元
	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
第一項第一号ロ	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千円	二万五千円
	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万一千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千元

附則第七条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十二項」に、「附則第五条の二第十六項」を「附則第五条の二第十三項」に、「第三項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千円
	一万五千元	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千元	一万一千円
	二万五千五百円	一万三千元
	二万九千五百円	一万五千元
	四千七百元	二千四百円
	八千円	四千円
第一項第二号ロ	一万一千五百円	六千円
	一万六千元	八千円
	二万五百円	一万五千元
	二万五千五百円	一万三千元
	三万円	一万五千元
	三万五千元	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第一項第二号ハ(1)	二万六百元	一万五百円
	一万二千元	五千五百円
	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
第一項第三号イ(1)	二万円	一万円

附則第七条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「前五項」を「前三項」に、「第

第一項第三号イ(2)	二万二千五百円	一万一千五百円
	二万五千五百円	一万三千元
	二万九千元	一万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千元	一万九千元
	四万四千元	二万二千元
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千元	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
第一項第三号ロ	三万三千元	一万六千五百円
	四万一千元	二万五千元
	四万九千元	二万四千五百円
	五万七千元	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万一千五百円
	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
	三千七百元	千八百円
第二項第一号	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第二項第二号	八千円	四千円

五項まで」を「第三項まで」に、「附則第七条第一項から第六項まで」を「附則第七条各項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第九条第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項で定めるものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第四号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第四号イ(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号ロ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はト

ラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項で定めるものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。  
二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第五項各号列記以外の部分中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第八項で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。  
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第四条の五第十一項で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十五項で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
 ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。  
 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗

じて得た数値以上であること。

附則第九条第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第四条の五第十六項で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第四条の五第十七項で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十六項」を「附

則第四条の五第十九項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第四条の五第二十項」に改める。

附則第十条の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十四条第四号中「附則第十五条第十八項本文」を「附則第十五条第十九項本文」に改め、同条第五号中「附則第十五条第三十二項第一号」を「附則第十五条第三十三項第一号」に改め、同条第六号中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十三項第二号」に改め、同条第七号中「附則第十五条第三十二項第三号」を「附則第十五条第三十三項第三号」に改め、同条第八号中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第九号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十号中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第十一号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改める。

附則第十五条第一項中「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成三十年年度分までの固定資産

税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(東京都都税条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の四第一項第二号の改正規定中「附則第十二条の三第三項第三号」を「附則第十二条の三第二項第三号」に改める。

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第十一項中「及び附則第十四項第一号」及び「及び附則第十四項第二号」を削り、

「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中

「もの」 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を

「もの」に改め、同項第二号中「もの」 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則第十二項及び附則第十三項を削る。

附則第十四項各号列記以外の部分中「附則第七条第四項」を「附則第七条第二項」に改め、同項第二号中「附則第七条第四項第二号」を「附則第七条第二項第二号」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（条例附則第六条の四第一項第二号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。）」を加え、同項第四号中「が平成三十二年基準エネルギー消費効率を」（（条例附則第七条第二項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）が平成三十二年基準エネルギー消費効

率(同号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)に、「条例附則第七条第四項第四号」を「同号」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)」を加え、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第七条第四項第五号」を「附則第七条第二項第五号」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十六項を附則第十四項とする。

別記第三十一号様式表を次のように改める。

第31号様式(法第55条、第72条の38、第72条の41、第72条の41の2第四項)

第 年 月 日  
都庁事務所  
〒 市 区

法人事業税・地方法人特別税及び法人親税 更正・決定等通知書

第 年 月 日から 第 年 月 日までの 事業年度又は 法人事業税の課税年度又は 地方法人特別税の課税年度 法人親税の課税年度

課税標準額を次のとおり 更正 したので通知します。

課税標準額 加算金額

課税年度 年 月 日 更正請求年月日

法人事業税及び地方法人特別税		法人親税	
区分	課税標準額(千円)	課税標準額(千円)	税額(円)
法人事業税			
地方法人特別税			
法人親税			
合計			
更正			
決定			
合計			

課税標準額を次のとおり 更正 したので通知します。

課税標準額 加算金額

課税年度 年 月 日 更正請求年月日

法人事業税及び地方法人特別税		法人親税	
区分	課税標準額(千円)	課税標準額(千円)	税額(円)
法人事業税			
地方法人特別税			
法人親税			
合計			
更正			
決定			
合計			

この通知書により納付すべき金額は、 年 月 日までに  
東京都指定金融機関及びその派出所  
東京都指定金融機関及びその派出所  
並びに関東各県及び山梨県に所在する店舗  
各都庁事務所、都庁支所及び支庁  
に納付してください。

(日本工業規格A列4第)

備考1 この様式は、法人の事業税、地方法人特別税及び法人の親税に關する更正・決定等の通知に用いること。  
備考2 行政不服審査法及び行政手続法に關する規定に基く教示の文の準備を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。



別記第十八号の三様式中「10 その他( )」を「10 その他( ) 11 バス(一般貸切用)」に改める。

別記第四百七十七号様式その一備考に次のように加える。

4 この様式は、法附則第15条の8第4項に規定する固定資産税の減額(高規格堤防整備事業に係る認定家屋)に係る申告書に準用すること。この場合において、「附則第15条の6第1項又は第2項」とあるのは「附則第15条の8第4項」と、「新築住宅」とあるのは「高規格堤防整備事業に係る認定家屋」と読み替えるものとし、河川法第6条第2項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、平成三十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 新規則別記第十八号の三様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)(による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(東京都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 東京都税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十八年東京都規則第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を削る改正規定及び附則第七項中「附則第十六項」を「附則第十四

項」に改める。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001